

独立行政法人住宅金融支援機構

災害復興住宅融資のご案内 <高齢者向け返済特例>

【建設資金】

災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）では、満 60 歳以上の被災者の方のために、毎月の返済を利息のみとする被災住宅復旧のための借入れの申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

※ 通常の災害復興住宅融資とは、融資金利等の借入れの条件が異なりますので、ご注意ください。

目次【災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のメニュー】	1
【建設資金】	4
Ⅰ お申込みの条件	4
Ⅱ お借入れの条件	6
Ⅲ お申込方法	8
Ⅳ お申込時の提出書類	9
Ⅴ お申込後の手続（機構融資手続の流れ）	14
Ⅵ 災害復興住宅融資等に関する確認書の作成等	18
【その他の事項】	22

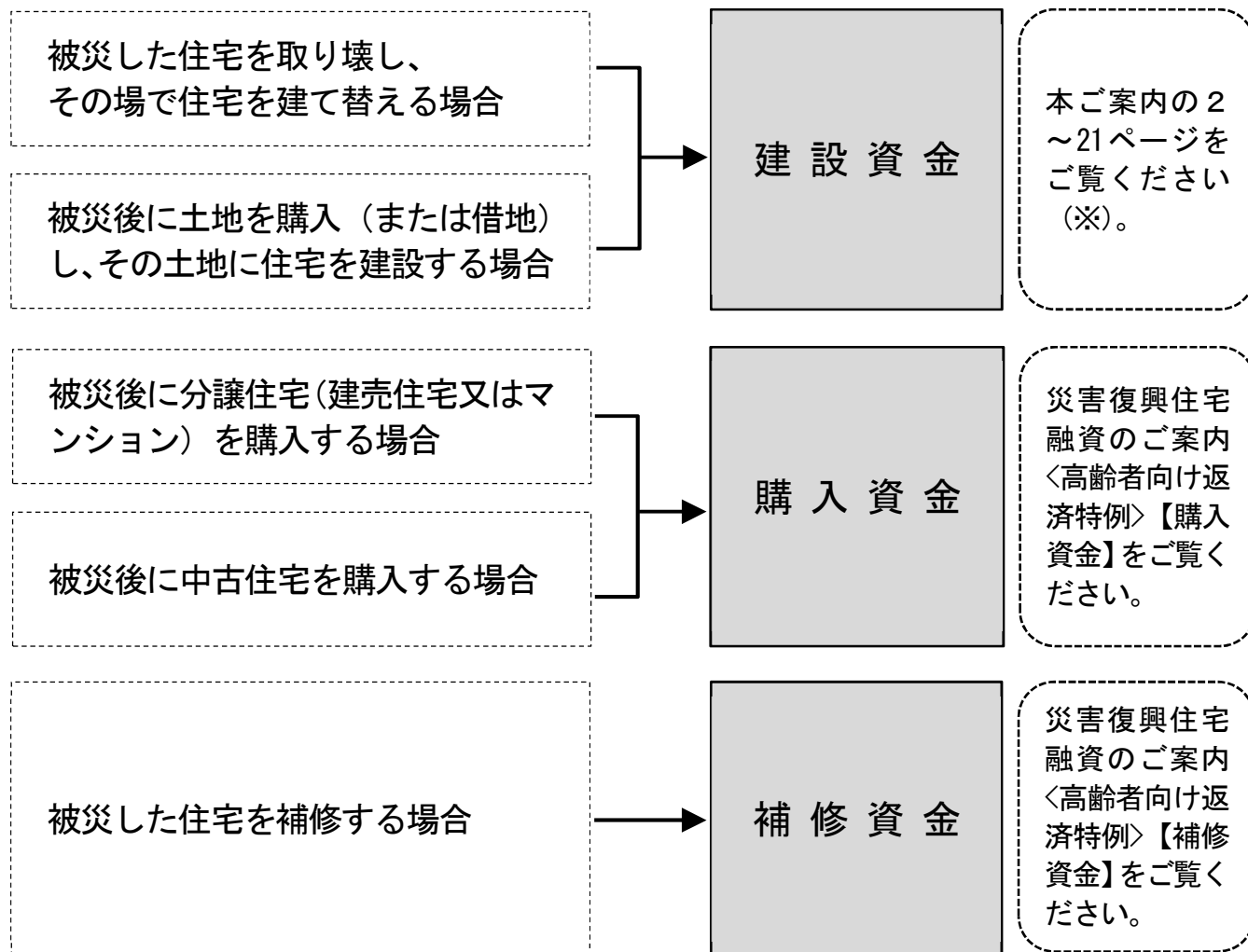
（書式）

通知に関する申出書	46 ページ
提出書類送付書（災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例））	48 ページ
機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第 100 号）...	50 ページ
住宅建築に関する地主の承諾書（高齢者向け返済特例）（第 108-2 号書式）...	52 ページ
収入情報取得サービスの利用に関する申出書（参考書式第 105 号）...	54 ページ
土地先行資金交付申請書（災害第 11-2 号書式）...	56 ページ
中間資金交付申請書（災害復興住宅融資）（災害第 11 号書式）...	58 ページ
棟上げ工事完了届（災害復興住宅融資（建設））（災害第 11-3 号書式）...	60 ページ
施工証明書（災確第 8 号書式）...	62 ページ

【災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のメニュー】

住宅再建のパターン（例示）

災害復興住宅融資のメニュー



※ 必要に応じて、本ご案内の22～44ページの【その他の事項】を併せてご覧ください。

【被災前からご返済中のローンがある場合の注意事項】

平成27年9月2日以後に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた自然災害で被災された場合は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」といいます。）により、被災前からご返済中の住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます（注）。詳しくは、借入先の金融機関等にお問合せください。

なお、被災前から機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、ご返済中の取扱金融機関を通じて機構にご相談ください。

また、自然災害ガイドラインにより被災前からご返済中の住宅ローンなどの免除・減額を申し出る場合は、その手続きが完了するまで、本融資を含め新たなローンのお申込みはできませんのでご注意ください（自然災害ガイドラインによる特定調停が確定する前に新たな融資が承認された場合は、特段の事情がない限り被災前からご返済中の住宅ローンなどの免除・減額が認められなくなります。）。

（注）債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

<高齢者向け返済特例>【建設資金】のポイント

建設資金のポイントをまとめています。詳しくは、本ご案内の該当ページをご覧ください。

I お申込みの条件

お申込みいただける方 (P4)	次の全てに当てはまる方 ・借入申込時の年齢が満 60 歳以上で、借入申込前に、機構によるカウンセリング相談を受けていただいた方 ・住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けている方 ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けている場合は、被災住宅の修理が不能または困難である方 ・ご自分が居住するための住宅を建設する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
融資を受けることができる住宅(P5)	融資を受けるためには、建設する住宅が機構の定める基準に適合している必要があります。

II お借入れの条件

融資額(P6)	5,500 万円(※)または機構による担保評価額のいずれか低い金額(10 万円以上1万円単位) ※ 土地を取得しない場合は 4,500 万円
融資金利(P6)	全期間固定金利 ※ お申込みいただいた時点の融資金利が適用されます。
返済期間(P6)	申込人(連帯債務者を含みます。)全員がお亡くなりになる時まで
返済方法(P7)	毎月のお支払は利息のみです。 借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。
担保(抵当権)(P7)	融資の対象となる建物および土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
火災保険(P7)	融資の対象となる建物には火災保険を付けていただきます。
融資手数料(P8)	必要ありません。
その他(P8)	団体信用生命保険等、ご利用いただけない取扱いがあります。

Ⅲ お申込方法

申込受付期間(P8)	原則として、り災日から2年間です。ただし、災害の復旧状況によってはり災日から2年を超えて受付期間を設けています。
申込先(P8)	・郵送により、機構本店郵送申込係にお申込みください。

Ⅳ お申込時の提出書類(P9～13)

Ⅴ お申込後の手続(P14～17)

- ・土地先行資金、中間資金および最終回資金の最大3回に分けて資金をお受け取りいただけます。
- ・融資のご契約等の手続は、取扱金融機関で行います。
- ・最終回資金は、融資のご契約および抵当権設定登記の手続後に交付します。

Ⅵ 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等(P18～21)

- ・建設した住宅が機構の定める基準に適合していることおよび工事が完了したことを「災害復興住宅融資等に関する確認書」等の提出によりお申し出いただきます。

【建設資金】

I お申込みの条件

1 お申込みいただける方

次の(1)から(5)までの全てに当てはまる必要があります。

- 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、24 ページの「被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定された世帯の方の特有事項」を併せてご覧ください。
- 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条に定める避難指示・解除区域内に平成 23 年 3 月 11 日時点でお住まいになっていた方は、25 ページの「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項」を併せてご覧ください。

(1) 借入申込時の年齢が満 60 歳以上の方	※ 借入申込前に、申込人（連帯債務者を含みます。）全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。													
(2) 災害(*)により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 (*) ① 自然現象による災害 ② ①以外で機構が指定した災害	住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方 ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能または困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます（「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません。）。 ※ 被災住宅の賃借人または居住者が申し込むこともできます。													
(3) ご自分が居住するための住宅を建設する方	※ 住宅の新築工事が完了済みである場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。 ※ 親孝行ローンは、ご利用いただけません。 ※ 被災者に貸すために住宅を建設する場合は、対象になりません。 ※ セカンドハウスは、対象になりません。													
(4) 年収に占める全体的お借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が右の基準を満たしている方	●総返済負担率基準 <table><tr><td>年収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr><tr><td>基準</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr></table> ●総返済負担率の計算式 <table><tr><td>全体的お借入れの年間 合計返済額の 1/12 (※1)</td><td>÷</td><td>年収の 1/12 (※2)</td><td>×</td><td>100</td><td>=</td><td>総返済負担率 (%)</td></tr></table> (※1) 全体的お借入れとは、災害復興住宅融資のほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）、家賃、地代等で融資後も支払が継続するお借入れ等をいいます。ただし、携帯電話端末の割賦購入に係る分割代金は全体的お借入れに含める必要はありません。 また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。 <u>借入希望額 × 融資金利 ÷ 12（1円未満切捨て）</u> (※2) 総返済負担率基準を満たさないときは、同居する親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、23 ページの「収入合算」をご覧ください。 また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がございましたら、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。	年収	400 万円未満	400 万円以上	基準	30%以下	35%以下	全体的お借入れの年間 合計返済額の 1/12 (※1)	÷	年収の 1/12 (※2)	×	100	=	総返済負担率 (%)
年収	400 万円未満	400 万円以上												
基準	30%以下	35%以下												
全体的お借入れの年間 合計返済額の 1/12 (※1)	÷	年収の 1/12 (※2)	×	100	=	総返済負担率 (%)								

(5) 日本国籍の方 または 永住許可等を受けている 外国人の方	お申込みできる外国人の方は次の①または②の方に限られます。 ① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条第 2 項または第 22 条の 2 第 4 項により永住許可を受けている方 ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条、第 4 条および第 5 条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方 ※ 外国人の方は、13 ページの【外国人の方の場合】の A および B の書類をご提出ください。 ※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者または担保提供者となる場合も同様です。
--	--

2 融資を受けることができる住宅

住宅の規格	居居室、台所およびトイレが備えられていること。
住宅部分の床面積	床面積の制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上必要です。
戸建型式等	建て方は問いません。 ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅である必要があります。
土地の権利	原則として転貸借によらないものであること。

※ 建設する住宅が機構の定める基準に適合することについては、お客さまにご確認いただきます。詳しくは、18 ページをご覧ください。

※ 1 つの被災住宅にお住まいだった方々（例：親と子）が別々の住宅を再建する場合、それぞれの住宅について、災害復興住宅融資をご利用いただける場合があります。詳しくは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

！ ご注意

- ・お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、借入申込後に、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資額の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

個人情報情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人および連帯債務者の個人情報情報が機構の加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に登録されている場合は、その個人情報情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人情報情報機関に登録します。

Ⅱ お借入れの条件

1 融資額

融資額は、各所要額の合計額（1万円未満切捨て）、次の(1)または(2)のいずれか低い金額が限度となります（10万円以上、1万円単位）。

(1) 融資限度額

土地を取得する場合 ^(注)	5,500万円
土地を取得しない場合	4,500万円

(注) 土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいいます。

(2) 機構による担保評価額（建物と土地の合計額）

●建物 工事請負契約書の建設費（*） × 60%

●土地 ・ 土地を購入する場合
 土地売買契約書の売買価額 × 60%

 ・ 土地を購入しない場合
 固定資産税評価額 × 10/7 × 60%

(*) 工事請負契約書の建設費に除却費が含まれている場合は、当該除却費を除いた額となります。

また、26ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑥、⑦、⑧または⑨に該当する費用については、借入申込時に当該費用が確認できる書類を提出する場合に限り、機構による担保評価額算出の対象となる建設費に含めることができます。

※ 融資額は、建設費（請負契約書に記載された請負金額（消費税を含みます。））および土地取得費（借地権取得費を含みます。）の合計額が限度となります。また、今回の住宅の建設に付随して発生する費用（お客さまの負担分）についても、当該費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、建設費に含めることができます。詳しくは、26ページの「融資の対象となる費用」をご確認ください。

※ 住宅の建設に併せて行う敷地の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等による土地整備に係る工事）のための費用および損壊家屋の除却費用も融資対象として建設費に含めることができます。

※ 土地取得のみを目的としたご利用はいただけません。

※ 国、地方公共団体等から住宅建築に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額される場合があります。

！ ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 融資金利

- ・ 借入申込時(*1)に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
- ・ 原則として毎月見直します。(*2)

(*1) 郵便の消印の日付を申込受理日とし、申込受理日時点の金利が適用となります。

(*2) 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の手续中に融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客さまの融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げいただき、改めてお申込みをやり直していただく必要があります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。28ページの「再度申込みについて」を十分ご確認くださいの上、手続を行ってください。

融資金利は、「災害復興住宅融資金利（高齢者向け返済特例）のお知らせ」（チラシ）または機構ホームページ（www.jhf.go.jp）の「金利情報」でご確認いただくか、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

3 返済期間

申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでです。

4 返済方法

- ・毎月のお支払は、利息のみです。
- ・毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。

$$\frac{\text{借入希望額} \times \text{融資金利}}{12} \text{ (1円未満切捨て)}$$

- ・借入金の元金は、申込入（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。
なお、申込入全員が亡くなられたときに、相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。

※ ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。

！ ご注意

- ・借入申込時に満 60 歳以上の同居する親族がいいらっしゃる場合でその方を連帯債務者にされないときは、申込入が亡くなられた際にその同居する親族がご存命中であっても、毎月のお支払を継続することができなくなり、元金等を一括返済していただくこととなります。
- ・申込入がご存命中に元金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。繰り上げて返済する場合の詳細は、42 ページの「お借入後の注意事項」をご覧ください。
- ・申込入がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合または申込入全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。
- ・これらの方法によらず融資住宅等を相続人の方に残したい場合または総支払額を減らしたい場合は、元利均等返済等の災害復興住宅融資で親子リレー返済または親孝行ローンのご利用をご検討ください。
- ・災害復興住宅融資と同じ融資金利および同じ返済期間で支払った場合でも、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）は返済期間中に元金が減らないことから、通常の災害復興住宅融資と比べて総支払額は多くなります。

5 担保（抵当権）

融資の対象となる建物および土地に機構のための第 1 順位の抵当権を設定していただきます。

- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さまの負担となります。
- ※ 被災住宅に機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット 35】（買取型）のための抵当権が設定されている場合で当該抵当権に係る融資の返済を継続される場合は、今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための抵当権を第 1 順位とする抵当権の順位変更を行っていただきます。
- ※ 他の借入金のための抵当権が設定されている場合でも、抵当権の順位変更等により、建物および土地に必ず今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第 1 順位の抵当権を設定していただきます。
- ※ 東日本大震災における防災集団移転促進事業等により、地方公共団体が借地として供給する土地であっても、今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第 1 順位の抵当権を設定していただきます。
- ※ 土地上に別の建築物（例：離れ等）がある場合は、当該建築物についても今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第 1 順位の抵当権を設定していただきます。

6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

契約者	融資の申込入または建物の担保提供者であること。
種 類	損害保険会社等が扱う火災保険または法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA 共済、JF 共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP 共済
補償対象	建物の火災（地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災を除きます。）による損害を補償対象としていること。

保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長5年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続または新規加入手続が必要です。保険期間および保険料払込方法は、問いません。

7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

8 その他

- ・以下については、ご利用できません。

親子リレー返済	団体信用生命保険
親孝行ローン	中古リフォーム一体型

- ・申込人の方が内縁関係、婚約関係または同性パートナーの関係である場合は、申込人の方に融資住宅を共有していただきます（持分の割合は問いません。）。

Ⅲ お申込方法

1 申込受付期間

原則として、リ災日から2年間で。

ただし、次の①または②に当てはまる場合は、それぞれに記載する日のいずれか遅い日までとなります。

- ①被災者生活再建支援法第3条の規定が適用される災害により被災された場合
被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間の最終日の属する月の末日

- ②災害救助法第4条の規定が適用される災害により被災された場合
応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日



※ 主な災害ごとの申込受付期間は、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せいただくか、上記二次元コード（www.jhf.go.jp/fukkou/saigai_kariire_uketsuke.html）からご確認ください。

※ 建築または居住に法律に基づく制限が行われている地域において建設する場合で、当該制限により上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後6か月以内であればお申込みいただけます。また、国または地方公共団体が行う災害復興関連事業の影響で、上記期間内にお申込みできないと機構が認める場合は、機構が定める受付期間内であればお申込みいただけます。

※ 東日本大震災により被災された場合の申込受付期間は、上記①および②にかかわらず令和8年3月31日までです。

（注）福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方は、25ページの「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項」をご覧ください。

2 申込先

機構によるカウンセリング相談を受けた上で、郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。

【郵送申込先】〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構 本店 郵送申込係（TEL 03-5800-8170）

※ カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。

※ 融資の契約やお支払等の手続は、お客さまが希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。災害復興住宅融資取扱金融機関は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）または機構カスタマーセンター（裏表紙）で確認

してください。

※ 郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。

※ お申込日は、借入申込書など必要書類一式を郵便局に提出した日付（封筒に押印された郵便局の消印の日付）となります。

※ 機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関を取扱金融機関としていただきますが、当該金融機関が災害復興住宅融資取扱金融機関ではない場合は、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関を取扱金融機関としていただきます。

※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のためにご来店する金融機関とご返済する口座の金融機関は同一の金融機関としていただきます。

災害復興住宅融資 Web 申込サービスによる Web 申込みも可能です。詳しくは 30 ページをご覧ください。

IV お申込時の提出書類

次の表の書類（各1通）をご提出いただきます。

なお、審査上、次の表以外の書類（収入、建設費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和7年の場合は、令和6年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

書類名	説 明	入手先
災害復興住宅融資借入申込書 【建設用】	自署欄に申込人全員が自署し、ご提出ください。押印は不要です。	カウンセリング 相談時にお渡しします。
今回の借入申込みに当たっての申出書等	※ 災害復興住宅融資借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合は、「機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）」（50ページ）をご提出ください。	
個人情報の取扱いに関する同意書		
災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書		
本人確認資料	運転免許証（平成24年4月1日以後に発行された運転経歴証明書を含みます。以下同じです。）、パスポート（住所の記載がされたものに限りです。）、マイナンバーカードまたは健康保険証のうちいずれかの写し ※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※ マイナンバーカード（写）をご提出いただく場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された裏面の写しは必要ありません。 ※ 健康保険証（写）をご提出いただく場合は、 <u>保険者番号および被保険者等記号・番号が記載された部分を塗りつぶした上で</u> ご提出ください。 ※ 収入および納税に関する証明書として、「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」をご提出いただく場合は、上記の写しのご提出は不要です。	申 込 人
り災証明書（写） （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。	市町村等が発行した、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。 ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した	市 区 町 村

書類名	説 明	入手先
	旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能または困難である旨を申し出ていただいた場合に申し込むことができます。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが確認できる書類（住民票等）をご提出ください。	
住民票	申込本人および連帯債務者の本籍地の記載があるものをご提出ください。	市 区 町 村
通知に関する申出書	※ 通知義務者となる方の自署が必要です。	本 ご 案 内 46 ページ
提出書類送付書（災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例））		本 ご 案 内 48 ページ
【申込にならない配偶者等の方がいる場合】 機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書（第11-1号書式）	※ 配偶者等とは、配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。 ※ 申込人の配偶者等の方の自署が必要です。 ※ 配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は提出不要です。	機 構 カ ス タ マ ー セ ン タ ー
【次の①から③までのいずれかに該当する方の場合】 ①申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合 ②申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 ③連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 同性パートナーであることを証する書類	次のアまたはイのいずれかの写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。 ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類 ① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。 ② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないこと。 イ 次の①および②の内容と同趣旨の事項が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本 ① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。	市 区 町 村

書類名		説 明	入手先
申込本人の収入および納税に関する証明書 申込年の前年分(1月～12月分)	給与収入のみの方 右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの(*2)	ア 次のaまたはbのいずれかの書類 a 住民税課税証明書または住民税納税通知書 (支払給与の総額の記載のあるもの) (*1) b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書 (*) *収入情報取得サービスについては29ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書(54ページ)をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。	市 区 町 村
		イ 特別徴収税額の通知書(支払給与の総額の記載のあるもの) (*1) ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤務先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもの)	勤務先
	上記以外の方 右のアまたはイの書類のうちいずれかのもの(*3)	ア 次のaからcまでの書類 a 納税証明書(その2・所得金額用) b 納税証明書(その1・納税額用) c 確定申告書(写)	税務署 (aおよびbについては、電子納税証明書の提出も可)
		イ 次のaおよびbの証明書 a 次の(a)または(b)のいずれかの書類 (a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書 (所得金額の記載のあるもの) (*4) (b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書 (*) *収入情報取得サービスについては29ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書(54ページ)をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。 b 住民税納税証明書(納税額の記載のあるもの) (*5) ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、またはaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが確認できる場合は、bの証明書の提出は不要です。	市 区 町 村
公的年金収入のある方(*2)		公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類 (*6) (例示1) 「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書(*7) (例示2) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書(*7) (*) *収入情報取得サービスについては29ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書(54ページ)をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。 (例示3) 公的年金等の源泉徴収票 (例示4) 納税証明書(所得金額用) 及び確定申告書(写) ※ 非課税の年金(遺族年金、障害者年金等)を受給している場合は、(例示1)の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構カスタマーセンター(裏表紙)にお問合せください。	市区町村等

- (※1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。
- (※2) 提出できない時期においては、源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもので、社印、公印は不要)を提出し、融資の契約時(土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時)までに、給与収入のみの方はアからウまでの書類のうちいずれかのものを、公的年金収入のある方は公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類をご提出ください。【注】
- (※3) 提出できない時期においては、確定申告書(写)を提出し、融資の契約時(土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時)までにアまたはイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】
- (※4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。
- (※5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。
- (※6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。
- (※7) 住民税課税証明書または収入情報取得サービスより取得した収入証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カ

スタマールセンター（裏表紙）にお問合せください。

【注】借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時まで提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

書類名	説 明	入手先
工事請負契約書（写）	複数の契約書等に分けて契約する場合は、全ての契約書等をご提出ください。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に、26 ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑥、⑦、⑧または⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。	申 込 本 人
【工事請負契約締結前の場合】	見積書（写）等、建設費が確認できるものをご提出ください。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に26 ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑥、⑦、⑧または⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。	
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 登記情報提供サービスにより取得した登記情報でもかまいません。	法 務 局
【連帯債務者の収入を合算する場合】 連帯債務者の収入および納税に関する証明書	「申込本人の収入および納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村等 勤 務 先 税務署
【申込年の前年1月以降に転職や就職をした場合】 転就職後の収入を証明する書類	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア 給与証明書（参考書式第4の1の1号） 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ 給与明細書 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。	申 込 本 人 勤務先 〔書式は機構ホームページまたは機構カスタマーセンターで入手できます。〕
【土地を取得する場合】 土地売買契約書（写）、賃貸借契約書（写）または地上権設定契約書（写）	土地の売買契約書等は、土地または賃借権の取得価額が確認できるものをご提出ください。 ※ 売買契約書の契約当事者には申込本人が含まれていることが必要です。	申 込 本 人
【土地を購入する場合で売買契約締結前のとき】	購入価額が記載されている次のいずれかの書類をご提出ください。また、災害復興住宅融資等に関する確認書＜本ご案内20ページ＞の提出時（土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時）までに売買契約書の原本を提示の上、写しをご提出ください。 ・募集パンフレット（写） ・重要事項説明書（写） ・販売価額証明書＜参考書式第19号＞	売 主 等 〔書式は機構ホームページまたは機構カスタマーセンターで入手できます。〕
【土地を購入しない場合】	次のアまたはイのいずれかの書類で、申込年度と同一年度のものをご提出ください。 ア 土地の固定資産評価証明書 イ 土地の固定資産税の課税明細書	市 区 町 村

書類名		説 明	入手先
【借地に建設する場合】	住宅建築に関する地主の承諾書（高齢者向け返済特例）	申込人以外の者が土地を所有している場合または申込人以外の者と土地を共有する場合にご提出ください。 ※ 土地の所有者が連帯債務者になる場合は、提出不要です。	本 ご 案 内 52 ページ
	賃貸借契約書（写） または地上権設定契約書（写）	土地を賃貸借契約または地上権設定契約により借りている場合にご提出ください。	申込本人
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類		外国人の方は、次のアおよびイの書類を提出してください。 ア 次のaからcまでのいずれかの書類の写し a 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） b 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） c 外国人登録証明書（旧外国人登録法第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） イ 住民票	申 込 人 申 込 人 申 込 人 市 区 町 村

V お申込後の手続（機構融資手続の流れ）

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として運転免許証（パスポート（住所の記載があるものに限ります。）、マイナンバーカードまたは健康保険証でも可（注））をご持参ください。運転免許証等をお持ちでないなどの場合は、機構カスタマーセンター（裏表紙）または取扱金融機関にお問合せください。

また、審査上、次に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

（注）融資の契約の締結のために来店される場合において、健康保険証を本人確認資料とされるときは、健康保険証のほか住民票などを併せてご持参いただく必要があります。

■資金のお受取り方法

土地の取得の有無に応じて、次の表のお受取り方法からお選びいただきます。

なお、土地先行資金または中間資金は、土地先行資金および中間資金用の融資金利が適用されます。当該金利は、「災害復興住宅融資融資の金利のお知らせ」（チラシ）または機構ホームページの「金利情報」でご確認いただくか、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

土地を取得する場合	土地を取得しない場合
① 1回（最終回資金）	① 1回（最終回資金）
② 2回（中間資金＋最終回資金）	② 2回（中間資金＋最終回資金）
③ 2回（土地先行資金＋最終回資金）	
④ 3回（土地先行資金＋中間資金＋最終回資金）	

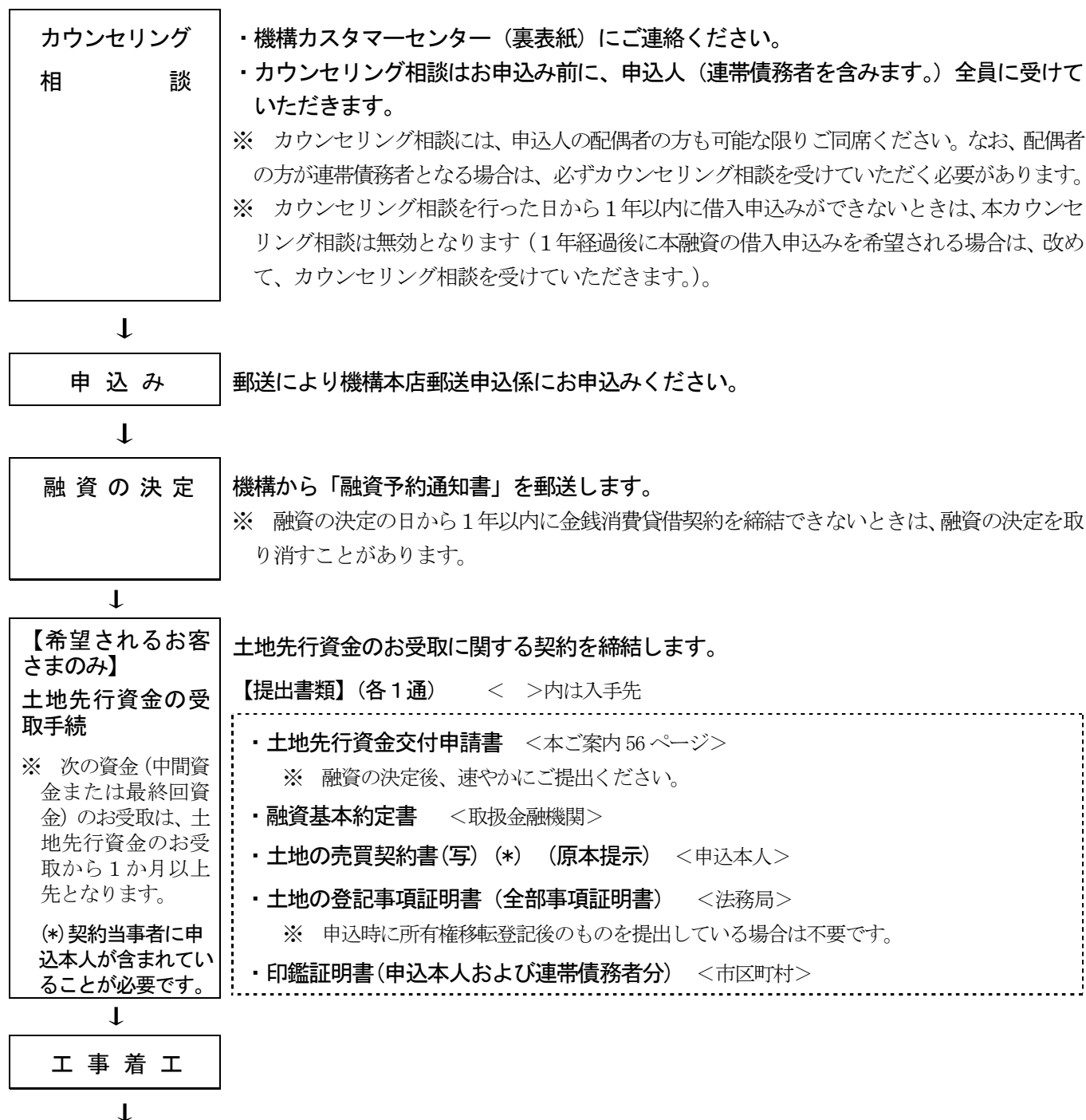
土地先行資金・・・・・・・・・・ 融資の決定後かつ中間資金のお受取り前の時点で、土地の所有権移転登記が完了した後に、「土地の取得額」または「融資予約金額の80%の額」のいずれか低い額を上限にお客さまの希望する額（1万円単位）をお受取りいただけます。

中間資金・・・・・・・・・・ 融資の対象となる住宅の棟上げ工事が完了した後に、融資予約金額の60%または80%の額（1万円単位）をお受取りいただけます。ただし、土地先行資金をお受取りになっている場合は、融資予約金額の60%または80%の額から土地先行資金を除いた額をお受取りいただけます。

最終回資金・・・・・・・・・・ 融資の対象となる住宅が竣工し、住宅および土地への抵当権設定登記が完了した後に、融資予約金額の100%の額（1万円単位）をお受取りいただけます。ただし、土地先行資金または中間資金をお受取りになっている場合は、融資予約金額の100%の額から土地先行資金または中間資金の額を除いた額となります。

！ ご注意

- ・土地先行資金および中間資金のお受取りは、契約締結から2～3週間（資金交付申請から2か月）程度かかります。
- ・最終回資金は、原則として抵当権設定登記後のお受取りとなりますので、契約締結から1か月（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。
- ・資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は、原則として同一の口座となります。



【希望されるお客さまのみ】

中間資金のお受取手続

※ 最終回資金のお受取は、中間資金のお受取から1か月以上先となります。

(※1) 土地先行資金のお受取時に提出済みである場合は不要です。

(※2) 契約当事者に申込本人が含まれている必要があります。

中間資金のお受取に関する契約を締結します。

※ 土地先行資金を受取済みの場合は、中間資金のお受取にあたり契約手続は不要です。

※ 土地先行資金を受取済みの場合は、中間資金のお受取時に土地先行資金の利息を精算していただきます。

【提出書類】(各1通) < >内は入手先

- ・ 中間資金交付申請書(災害復興住宅融資) <本ご案内58ページ>
※ 融資の決定後、速やかにご提出ください。
- ・ 棟上げ工事完了届(災害復興住宅融資(建設)) <本ご案内60ページ>
- ・ 融資基本約定書(※1) <取扱金融機関>
- ・ 工事請負契約書等(写)(原本提示)(※2) <申込本人>
- ・ 土地の売買契約書(写)(※1)(※2)(原本提示) <申込本人>
※ 借入申込以後に原本提示の上でその写しを提出済みの場合で、契約内容に変更がないときは再度の提出不要です。
※ 借入希望額が4,500万円以下で、かつ、建設費以下の場合は、提出不要です。
- ・ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(※1) <法務局>
※ 申込時に所有権移転登記後のものを提出している場合は不要です。
- ・ 印鑑証明書(申込本人および連帯債務者分)(※1) <市区町村>



担保提供意思確認

- ・ 担保提供者(連帯債務者にならない共有者等)の方には、融資の契約時(土地先行資金を利用される場合は土地先行資金のお受取時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金お受取時)までに取扱金融機関にご来店いただき、抵当権設定に関する確認等をさせていただきます。
- ・ 申込時に申込本人と同居していない方は、郵送により担保提供承諾書を送っていただきます。



技術基準への適合確認等

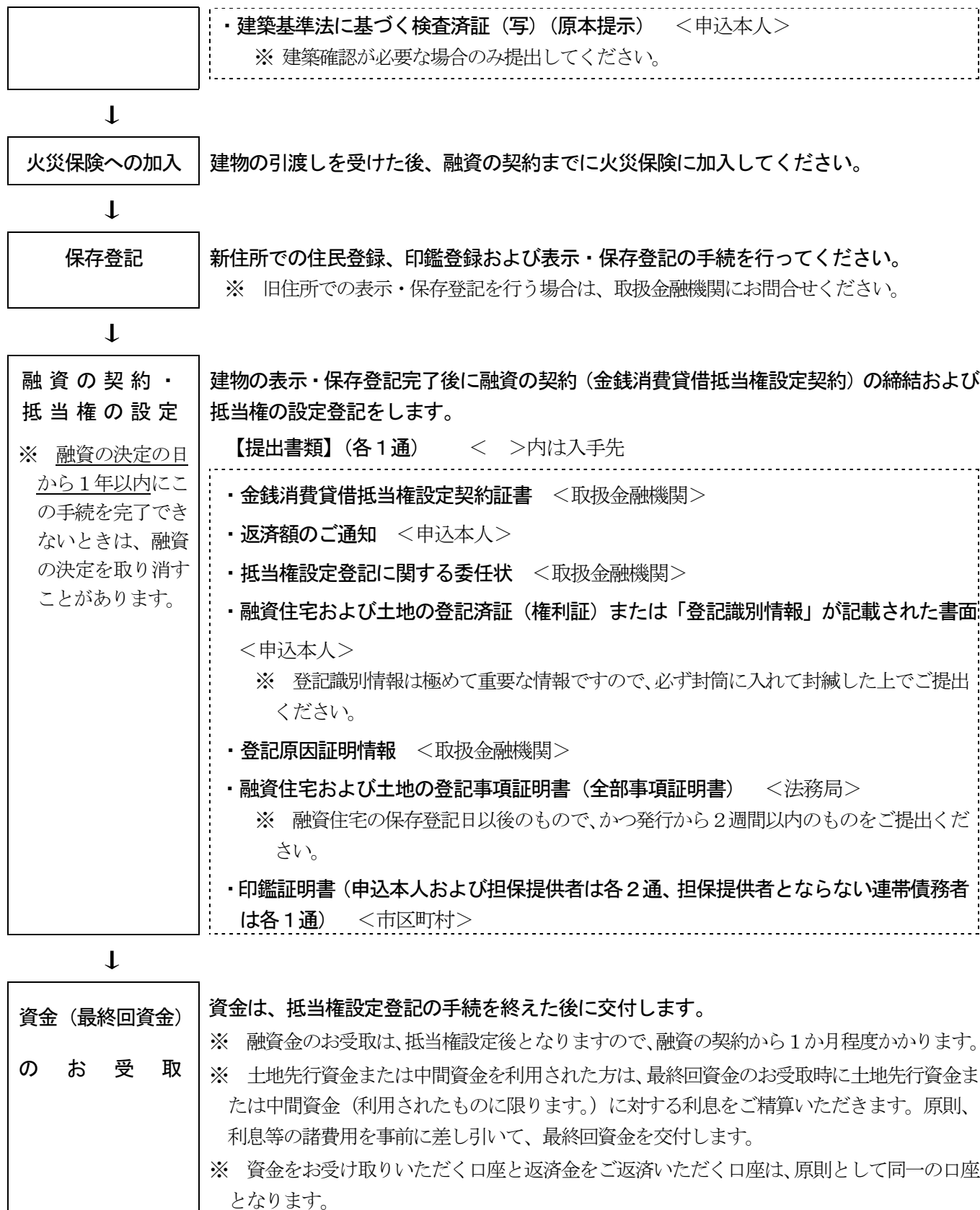
(※1) 土地先行資金または中間資金のお受取時に提出済みである場合は不要です。

(※2) 契約当事者に申込本人が含まれている必要があります。

- ・ 建設した住宅が機構が定める基準に適合していることおよび工事が完了したことを「災害復興住宅融資等に関する確認書」等の提出によりお申し出いただきます。詳細は、18ページをご覧ください。

【提出書類】(各1通) < >内は入手先

- ・ 災害復興住宅融資等に関する確認書(建設)[災確第1号書式] <本ご案内20ページ>
※ 建築確認が不要な場合は、併せて工事完了後の写真(全景)をご提出ください。
- ・ 工事請負契約書等(写)(※1)(※2)(原本提示) <申込本人>
※ 工事請負契約書では確認できない建設費がある場合は、建設費の確認資料(注文書および注文請書、領収書等の写し)をご提出いただきます。
なお、ご提出いただけない場合は、融資額を減額する場合がありますのでご注意ください。
- ・ 土地の売買契約書(写)(※1)(※2)(原本提示) <申込本人>
※ 借入申込以後に原本提示の上でその写しを提出済みの場合で、契約内容に変更がないときは再度の提出不要です。
※ 借入希望額が4,500万円以下で、かつ、建設費以下の場合は、提出不要です。



VI 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等

災害復興住宅融資等に関する確認書の記載方法 (建設)

「災害復興住宅融資等に関する確認書（建設）」（以下「確認書」といいます。）は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名
(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルコムデン
(社名) 株式会社 ○○工務店

*複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者が記名・押印してください。

工事請負業者に社名の記入および押印を依頼してください。

また、複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者に依頼してください。

＜工事完了の報告＞

下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください(記入の際は記載方法をご参照ください)。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	☐	(建築基準法に基づく建築確認が 必要 な場合) ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証(写)	☐
2	☐	(建築基準法に基づく建築確認が 不要 な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。	工事完了後の写真(全景)	☐

工事が完了したことについて、工事請負業者に確認の上、番号1または2のいずれかの方法で届け出てください。

番号1の場合は、検査済証の原本を提示の上、写しを金融機関に提出してください。

番号2の場合は、裏面に写真を貼り付けて提出してください。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
1	☐	☐	規格	原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。

【確認書類等】

図面（または現地で、目でみて確認）

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
2	☐	☐	併用住宅の床面積	《併用住宅 ※2) の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

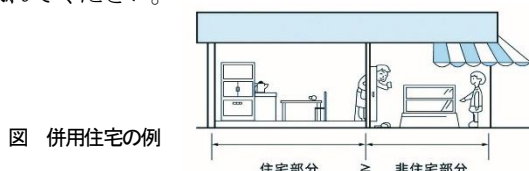
1. 併用住宅であることの確認

【確認書類等】

図面（または現地で、目でみて確認）

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、Ⅱにより床面積について確認してください。**併用住宅でない場合は、Ⅱの確認は不要です**ので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。



併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用される部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

II. 住宅部分の床面積の確認（併用住宅の場合のみ）

【確認書類等】

図面（または現地で、目でみて確認）

【確認方法】

次の①および②により確認してください。

- ①住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること。 ※
- ②住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

（※）住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
3	☐	☐	戸建型式等	《共同建て住宅または重ね建て住宅（※3）の場合》 耐火構造の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 * 共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

I. 戸建型式の確認

【確認書類等】

現地で、目で見て確認

【確認方法】

下図を参考に、借入申込みを行った住宅の戸建型式を確認してください。

- ・一戸建て住宅または連続建て住宅の場合→IIの確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。
- ・共同建て住宅または重ね建て住宅の場合→IIにより住宅の構造を確認してください。

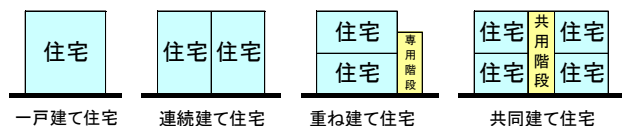


図 戸建型式の例

- ・共同建て住宅：2戸以上の住宅が廊下、階段等を共有する建て方の住宅のこと
- ・重ね建て住宅：共同建て住宅以外で2戸以上の住宅を重ねるもの
- ・連続建て住宅：共同建て住宅以外で2戸以上の住宅を連結するもの

II. 耐火構造の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であることの確認

【確認書類等】

工事請負業者に確認

【確認方法】

耐火構造の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であることを工事請負業者に確認してください。

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

【災確第1号書式】
(災害復興住宅融資・地すべり等関連住宅融資用)

建設

令和 年 月 日

災害復興住宅融資等に関する確認書

(金融機関名)

御中

申込本人(署名)(氏名)

連帯債務者(署名)(氏名)

私(連帯債務者を含みます。)は、災害復興住宅融資等(建設)の借入申込みを行った住宅について、次のとおり工事が完了したことを届け出るとともに、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。

なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資予約を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
-------	------	--

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名

(フリガナ)

(社名)

印

*複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者が記名・押印してください。

<工事完了の報告>

下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください(記入の際は記載方法をご参照ください。)

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	☐	(建築基準法に基づく建築確認が必要な場合) ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証(写)	☐
2	☐	(建築基準法に基づく建築確認が不要な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。	工事完了後の写真(全景)	☐

<技術基準事項の適合確認表>

下表の1から3までの内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください(記入の際は記載方法をご参照ください。)

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容	金融機関 使用欄
	適合	不適合(※1)			
1	☐	☐	規格	原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。	☐
2	☐	☐	併用 住宅の 床面積	《併用住宅(※2)の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注)住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	☐
3	☐	☐	戸建型式 等	《共同建て住宅または重ね建て住宅(※3)の場合》 耐火構造の住宅または準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。 * 共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	☐

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合の項目が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます(図1参照)。

※3 共同建て住宅および重ね建て住宅については、図2を参照してください。

図1 併用住宅の例

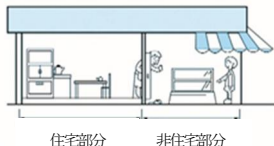
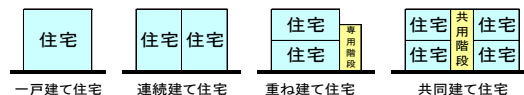


図2 戸建型式の例



2023年4月

(裏面)

工事完了後の写真

建築基準法に基づく建築確認が不要な場合

借入申込みを行った住宅について、工事完了後の写真を貼り付けてください。

【工事完了後の写真（全景）】



※ 工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

2023 年 4 月

【その他の事項】

< 1 >	収入合算	23
< 2 >	建物・土地の共有	23
< 3 >	太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い	24
< 4 >	被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定された世帯の方の特有事項	24
< 5 >	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項	25
< 6 >	融資の対象となる費用	26
< 7 >	所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について	28
< 8 >	再度申込みについて	28
< 9 >	収入情報取得サービスの取扱いについて	29
< 10 >	Web による借入申込書等の作成について	29
< 11 >	災害復興住宅融資 Web 申込サービスによる Web 申込み	30
	1 災害復興住宅融資 Web 申込サービスをご利用いただける方	30
	2 災害復興住宅融資 Web 申込サービスでできること	30
	3 災害復興住宅融資 Web 申込サービスの窓口	31
	4 災害復興住宅融資 Web 申込サービスの利用時間	31
	5 ご利用開始から融資承認までの流れ	31
	6 Web 申込時の提出書類	32
	7 電子契約について	36
	8 技術基準への適合確認	37
	9 Web 申込みの場合の手続の流れ	38
< 12 >	お借入後の注意事項	42
< 13 >	資金の代理受領	43
< 14 >	プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）	44

< 1 > 収入合算

1 収入合算をすることができる方

次の①から③までの全ての要件に当てはまる方の収入を合算することができます。

- ① 申込本人との関係が次のいずれかに当てはまる方で定期的な収入があること
 - ・融資住宅に同居する申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方および同性パートナーをいいます。以下同じです。）
 - ・融資住宅に同居する申込本人の配偶者以外の親族
 （*）親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- ② 申込時の年齢が満 60 歳以上の方で、日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
- ③ 連帯債務者となる方

2 収入合算をすることができる金額

収入全額の合算が可能です。

< 2 > 建物・土地の共有

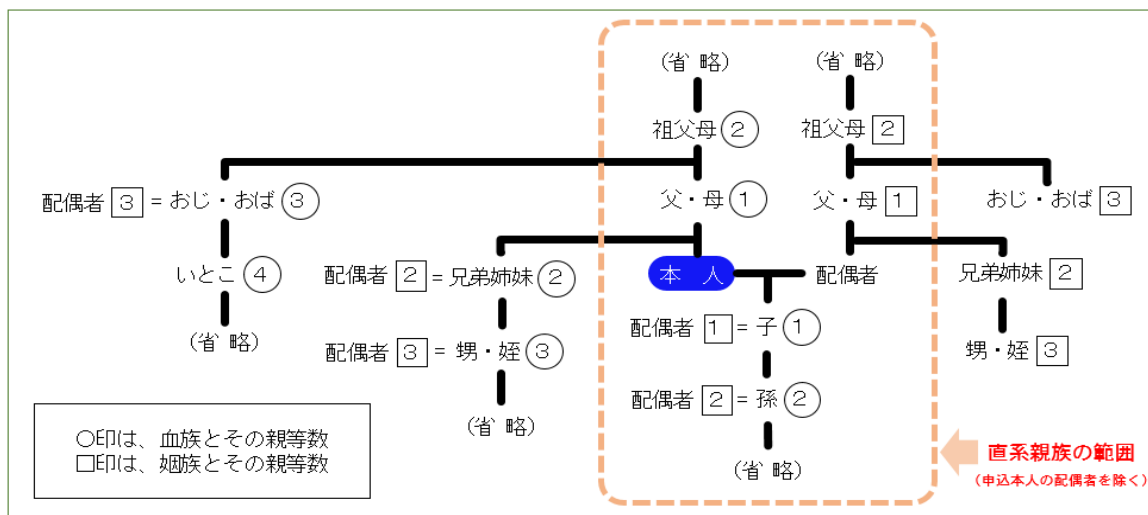
建物または土地の共有者は、日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方である必要があります。

建物を共有する場合は、建物について下表の区分に応じた要件を満たす必要があります。

また、次のアからウまでのいずれかに当てはまる場合において、土地を共有するときは、土地について次表の区分に応じた要件を満たす必要があります。

- ア 融資額が 4,500 万円を超える場合
- イ 融資額が建設費を超える場合
- ウ 土地先行資金を利用する場合

項目	要件
共有者の範囲	(1) 申込人の配偶者等 (2) 申込人の親族または申込人の配偶者の親族
共有持分	申込本人に持分を有していただきます。 なお、持分の割合を問いません。
抵当権	共有者の共有持分にも機構のための第 1 順位の抵当権を設定していただきます。



< 3 > 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い

災害復興住宅融資では、融資住宅に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入を、年収に加算して申し込むことができます。

詳しくは機構ホームページをご覧ください。

www.flat35.com/loan/lineup/flat35/conditions/solar.html



< 4 > 被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定された世帯の方の特有事項

被災者生活再建支援法の長期避難世帯として認定された世帯の方は、当該認定が解除されるまでの間、「り災証明書」の交付を受けていない場合であってもお申込みいただけます。

！ ご注意

8ページの申込受付期間を経過した場合は、長期避難世帯の認定が継続されている場合であってもお申込みいただけません。

1 お申込みいただける方

次表に当てはまる方で、4ページの「お申込みいただける方」の(1)、(3)、(4)および(5)に当てはまる方

被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯の認定を受けた方で、災害復興住宅融資の借入申込日現在、当該認定が継続されている世帯の方であること	※ 借入申込時に、地方公共団体から交付される長期避難世帯に該当する旨の証明書が必要となります。 ※ 借入申込後融資の契約時(土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時)までに、借入申込日現在、長期避難世帯の認定が継続されていることを確認させていただきます。
--	--

2 お申込時の提出書類

9ページの「り災証明書(写)」に代えて、次の書類をご提出いただきます。

書類名	説明	入手先
長期避難世帯に該当する旨の証明書(写)	長期避難世帯に該当する旨の証明書の写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。	市区町村

※ 長期避難世帯の認定が解除された後にお申込みいただく場合は、「り災証明書(写)」の提出が必要となります。

3 融資の契約時までの提出書類

融資の契約時(土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時、土地先行資金を利用されず、中間資金を利用される場合は中間資金交付時)までに次の書類をご提出いただきます。

【提出書類】(1通) < >内は入手先

- 被災者生活再建支援金支給通知書 <市区町村>
 - ※ 原本を提示の上、写しをご提出いただきます。
 - ※ 被災者生活再建支援金支給通知書の日付が、災害復興住宅融資のお申込日以後となっていることが必要です。
 - ※ 災害復興住宅融資のお申込日以前に、加算支援金に係る被災者生活再建支援金支給通知書が交付されている場合は、取扱金融機関にご連絡ください。

＜ 5 ＞ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力災害」といいます。）による福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域内（以下「避難指示・解除区域」といいます。）に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方（*）が、避難指示・解除区域内の住宅に代わるべき住宅を建設する場合で、次の①または②のいずれかに該当するときは、被災住宅の被害程度が記載された「り災証明書」が交付されなくても、東日本大震災に係る災害復興住宅融資をご利用いただけます。

なお、本項に記載のない事項は、本ご案内に記載のとおりです。

- ① 平成23年3月11日時点でお住まいになっていた避難指示・解除区域を含む市町村内に、住宅を建設する場合
- ② 申込日現在避難指示が解除されていない区域にお住まいだった方が、当該区域を含む市町村以外に、住宅を建設する場合

（*）平成23年3月11日時点で居住していない方で、避難指示（福島復興再生特別措置法第4条第4号イからハまでに掲げる指示をいいます。以下同じです。）がなされるまでの間に居住した方を含みます。

【参考】福島復興再生特別措置法による災害復興住宅融資の取扱い

居住地の状況		住宅を建設 する場所	災害復興住宅融資の取扱い	
被災時 (平成 23 年 3 月 11 日 時点)	借入申込日時点の 避難指示の状況		り災証明書の提出	申込期限
避難指示の 対象となった区域	避難指示が継続している 区域 ●帰還困難区域 ●居住制限区域 ●避難指示解除準備区域	被災時の居住地と 同一の市町村内	不要（注 1）	現時点で期限を設け ていません。
		被災時の居住地と 異なる市町村内		避難指示の解除の日 まで
	左記の避難指示が解除さ れた区域	被災時の居住地と 同一の市町村内	不要（注 1）	現時点で期限を設け ていません。
		被災時の居住地と 異なる市町村内	必要	令和 8 年 3 月 31 日 まで（注 2）
(参考)	上記以外の区域	—	必要	

（注1）平成23年3月11日時点の住所が確認できる住民票等の書類の提出が必要です。

（注2）住宅の建設または居住に関して法律に基づく制限が行われている地域において建設する場合は、令和8年3月31日または当該制限の解除後6か月を経過する日のいずれか遅い日までお申込みいただけます。

1 お申込みいただける方

避難指示・解除区域内の住宅に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方（*）で、ご自分がお住まいになるための住宅を建設する方のうち、4ページの「お申込みいただける方」の(1)、(4)および(5)に当てはまる方

（*）平成23年3月11日時点で居住していない方で、避難指示がなされるまでの間に居住した方を含みます。

※ 避難指示解除後に従前居住していた市町村に帰還される場合は、避難先で住宅を取得したときであっても、従前居住していた住宅の再建のために災害復興住宅融資をご利用いただける場合があります。詳しくは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

2 お申込時の提出書類

9ページの「り災証明書」（写）に代えて、次の①または②の書類をご提出いただきます。①または②のいずれも提出できない場合は、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

書類名	説明
① 東日本大震災もしくは原子力災害についての被災証明書（写）または被災住宅の被害程度の記載がないり災証明書（写）	・申込本人の平成23年3月11日時点の住所が、申込日現在、避難指示・解除区域に該当していること※を確認します。 ・写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。

	・ 証明書の名称を問いません。
② 住民票（住民票の除票および戸籍の附票を含みます。）	・ 申込本人の平成 23 年 3 月 11 日時点の住所が、申込日現在、避難指示・解除区域に該当していること※を確認します。 ・ 原本をご提出ください。

※ 平成 23 年 3 月 11 日時点で居住されておらず、避難指示がなされるまでの間に居住された住所が避難指示・解除区域に該当している場合を含みます。

3 申込受付期間

- ① 平成 23 年 3 月 11 日時点でお住まいになっていた避難指示・解除区域を含む市町村内に、住宅を建設する場合は、避難指示解除後もお申込みいただけます。
- ② 申込日現在避難指示が解除されていない区域にお住まいだった方が、当該区域を含む市町村以外に、住宅を建設する場合は、当該避難指示が解除される日までお申込みいただけます。

※ 避難指示区域によって避難指示の解除時期が異なる場合は、申込受付期間の終期も異なりますのでご注意ください。

< 6 > 融資の対象となる費用

住宅の建設に付随して発生する次表に掲げる費用（お客さまが負担される費用に限ります。）については、請負契約書に当該費用の金額が含まれていない場合であっても、次表の確認書類により金額が確認できる場合（＊）は、建設費として融資の対象となる費用に含めることができます。

（＊）資金のお受け取りまでに、取扱金融機関に原本を提示の上、写しをご提出いただける場合に限りします。

融資の対象となる費用	ご提出いただく書類
① 融資住宅に係る設計、工事監理のための費用	請負契約書、売買契約書 または注文書および注文請書※ ^{※1} （②に限り、上記の書類で金額が確認できない場合は、土地家屋調査士が発行した見積書※ ^{※1} でも可）
② 融資住宅の敷地に係る測量、境界確定のための費用	
③ 融資住宅の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造または地盤改良等による土地整備に係る工事）の費用	
④ 融資住宅に係る消毒費用（浸水被害等に対応するための費用）	
⑤ 融資住宅を建設するための既存家屋等の取壊しまたは除却に要する費用	
⑥ 融資住宅に据付工事を伴う家具を購入するための費用（据付家具以外の家具は対象となりません。）	
⑦ 外構工事の費用	
⑧ 融資住宅の屋根、外壁または住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電の設置費用	
⑨ 融資住宅の敷地に水道管または下水道管を引くための費用（水道負担金等）、浄化槽設置費用	●お客さまが請求先に直接支払う場合 申請書、請求書または領収書※ ^{※1} ●事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された請負契約書、売買契約書または注文書および注文請書※ ^{※1} なお、契約を締結して
⑩ 太陽光発電設備の工事費負担金（電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に請求する費用）	
⑪ 建築確認、中間検査または完了検査の申請費用	
⑫ 以下の各種申請費用 浄化槽申請手数料、土地区画整理法第 76 条申請手数料、市街化調整区域申請手数料、都市計画法第 53 条建築許可申請手数料、建築基準法第 88 条工作物申請手数料、風致地区申請手数料、中高層申請手数料、狭あい道路申請手数料、文化財保護法第 93 条申請手数料、都市計画法第 29 条開発許可申請手数料、農地転用申請手数料（行政書士報酬等の手続費用を含む。）、ホームエレベーター申請手数料、水路占用許可申請手数料、沿道掘削申請手数料、建築基準法第 43 条	

第2項第2号申請手数料、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可申請手数料、河川占用許可申請手数料、急傾斜崩壊危険区域申請手数料、構造計算適合性判定手数料	いない場合で、申請書、請求書または領収書 ^{※1} に融資住宅に係る費用であることが確認できる記載がある場合（融資住宅の所在地が記載されている等）は、当該書類でも可
⑬ 住宅性能評価関係費用	
⑭ 長期優良住宅の認定を受けるための費用（登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑮ 低炭素住宅の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定をいいます。）を受けるための費用（登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑯ 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく次に掲げる費用 ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用 ・性能向上計画認定住宅または基準適合建築物の認定を受けるための費用（第三者機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑰ 融資住宅を建設するために既存家屋等の解体を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去（囲い込み及び封じ込めを含む。）に係る費用	契約書、請求書または領収書 ^{※1}
⑱ 土地購入に係る仲介手数料（土地を取得する場合に限ります。）	
⑲ お客さまが保有している請負契約書（または売買契約書）に貼付された印紙代	お客さまが保有している請負契約書、売買契約書
⑳ 今回の借入に係る金銭消費貸借契約証書に貼付された印紙代	金銭消費貸借契約証書
㉑ 火災保険料 ^{※3} （積立型火災保険商品 ^{※2} に係るものを除きます。）および地震保険料 ^{※3}	保険会社が発行した見積書
㉒ 司法書士報酬または土地家屋調査士報酬（融資住宅およびその敷地に係る登記費用） ^{※4}	司法書士または土地家屋調査士が発行した見積書 ^{※1}
㉓ 上記㉒の登記に係る登録免許税	
㉔ つなぎローンを利用する場合に発生する金利および融資手数料 ^{※5※6} （申込人が保有しているつなぎローン契約書に貼付する印紙代、登記に係る司法書士報酬または土地家屋調査士報酬 ^{※4} および登記に係る登録免許税を含む。）	金利および融資手数料については、金融機関で算出した書類。それ以外については、㉑、㉒および㉓の確認書類と同じ。

※1 同等の内容であれば、書類の名称が異なってもかまいません。

※2 満期時に一定の金銭（満期返戻金その他名称は問いません。）を受け取ることができる特約（オプション）のついた商品をいいます。

※3 保険契約に付随する特約（オプション）に係る費用を含みます。

※4 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※5 金銭消費貸借契約前に資金交付予定日までの金利等の費用の確定金額を確認することができる場合に限ります。

※6 今回の災害復興住宅融資の借入れにより完済されるつなぎローンに限ります。

< 7 > 所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について

住宅資金の融資を受けた場合に、所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられる場合があります。詳しくは、税務署にお問合せください。

●税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要となります。

借入申込書の「税控除残高証明書の送付回数」欄に回数を記入された方については、融資の契約を締結した年以後控除期間中、毎年、機構から「融資額残高証明書」を郵送いたします。

●郵送時期については、融資の契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」

(www.jhf.go.jp/hensai/index.html) をご覧ください。



●残高証明書の発行希望回数に変更がある場合は、取扱金融機関にお申出ください。

(令和7年10月1日現在)

< 8 > 再度申込みについて

融資手続中にお申込時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、次の(1)から(6)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

(1) 再度申込みができる期間は、申込区分により下表のとおり異なります。

【土地先行資金を希望する場合】	【土地先行資金を希望しない場合】
土地先行資金交付申請書の提出前まで	中間資金交付申請書の提出前または金銭消費貸借（抵当権設定）契約前のいずれか早い時期まで

※ 再度申込みは、申込受付期間内に行う必要があります。

(2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。

(3) 当初カウンセリング相談を行った日から1年経過後に再度申込みをする場合は、改めてカウンセリング相談を受けていただきます。

(4) 融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。

(5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。

(6) 再度申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額された場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

<9> 収入情報取得サービスの取扱いについて

お手持ちのマイナンバーカードを利用して、機構が提供する収入情報取得サービスにより取得した収入情報をご提出いただくことで、公的収入証明書等の提出に代えられます。

役所等に行く必要がなく、24 時間、無料で取得できるメリットがあります。機構ホームページまたは右の二次元コードにアクセスの上、ご利用ください。



※ 第3土・日曜日およびシステムメンテナンス等、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

取得費無料

いつでもどこでも

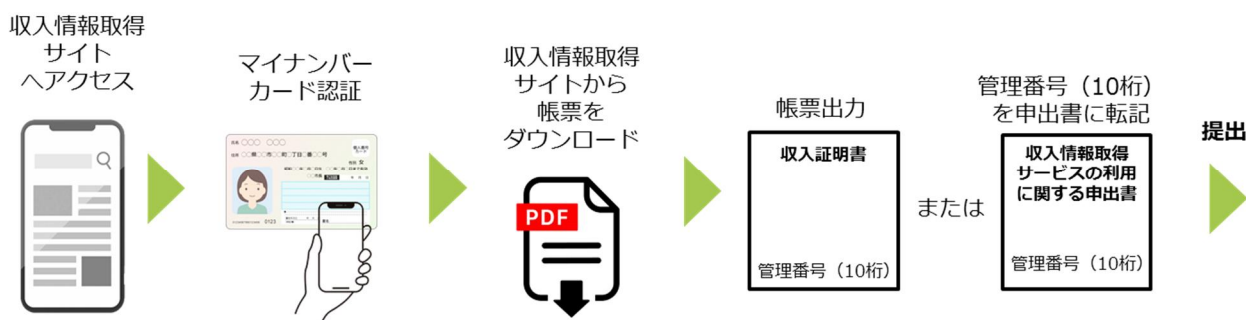
プリンターがなくても
対応可能

約 10 分とスピーディー

ご利用イメージ

※巻末の参考書式をご利用いただけます。

※帳票のダウンロードまでの所要時間が概ね 10 分です。



<10> Web による借入申込書等の作成について

借入申込書等を、Web 上で作成いただくことができる「借入申込書作成ページ」をご用意しています。以下の二次元コードからアクセスいただくことにより、ご利用いただけます。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

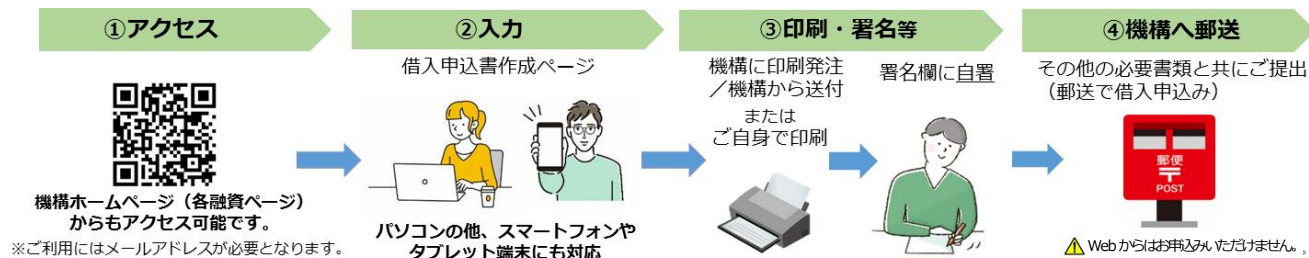
※ 当作成ページは、借入申込書等一部の作成のみに対応しています。別途、機構カスタマーセンターまたは機構ホームページの災害復興住宅融資内ページより資料一式をご請求いただき、必要書類へのご記入が必要となります。

借入申込書作成ページのご利用で、次の機能により借入申込書の作成の省力化が可能です。

○入力項目のエラーチェック
○返済額等の自動計算機能

○入力内容に関するガイダンス機能
○住所やフリガナの自動入力

ご利用イメージ



注意

<サービス提供の終了のお知らせ>

借入申込書作成ページは、令和 8 年 3 月末でサービス提供を終了します。本ページで作成いただいた借入申込書のデータは、サービス提供終了後は印刷できなくなりますのでご注意ください。

なお、今後の借入申込にあたっては、Web 申込サービスをご活用ください。

<11> 災害復興住宅融資 Web 申込サービスによる Web 申込み

機構によるカウンセリング相談を受けた上で、スマートフォン等で災害復興住宅融資 Web 申込サービス (www.jhf.go.jp/fukkou/saigai/web.html) にアクセスし、お申込みいただきます。

災害復興住宅融資 Web 申込サービスでは、借入申込みから金銭消費貸借契約まで各種お手続きを Web 上で行うことができます。

- ※ カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。
- ※ 下記二次元コードから災害復興住宅融資 Web 申込サービスにアクセスいただけます。
- ※ ご返済の手続きは、お客さまがご希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。
- ※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のために、お客さまがご希望された災害復興住宅融資取扱金融機関窓口へのご来店が必要です。



住宅金融支援機構 災害 Web



1 災害復興住宅融資 Web 申込サービスをご利用いただける方

ご契約者全員※¹が、次のすべてに該当する場合にご利用いただけます。

- ☐ それぞれが自身のメールアドレスを持っている。
- ☐ それぞれがスマートフォンまたはカメラ機能付きタブレットのいずれかを持っている※²。
- ☐ 次のいずれかの写真付きの本人確認書類を持っている※³。

●マイナンバーカード ●運転免許証 ●運転経歴証明書
●在留カード ●特別永住者証明書

※¹ ご契約者全員とは、申込本人、連帯債務者および担保提供者のことです。なお、連帯債務者が4名以上または担保提供者が5名以上いる場合は、Web 申込サービスをご利用いただけません。

※² パソコンにて契約を行う際は、本人確認認証のために別途スマートフォン等が必要になります。

※³ 確認書類の写真部分が不鮮明など、場合によっては取扱金融機関にて確認が必要となる場合があります。

次の場合には、該当される方の本人確認を取扱金融機関で実施した場合にご利用いただけます。

- ☐ パソコンのみを持っている。（スマートフォンまたはカメラ機能付きのタブレットを持っていない。）
- ☐ 上記の写真付きの本人確認書類を持っていない。

2 災害復興住宅融資 Web 申込サービスでできること

- 借入申込み
- 資金交付申請※¹
- メッセージ機能を使った機構担当者との連絡
- マイナポータル連携での収入証明情報取得
- 申込内容の変更
- 契約手続（電子契約）※²
- 本人確認（eKYC※³）

※¹ 建設資金は、土地先行資金および中間資金交付申請についても利用できます。

※² 抵当権設定登記手続は、取扱金融機関へご来店いただいた上での手続となります。

※³ オンライン上での認証のみで本人確認を完結する仕組みのことをいいます。

3 災害復興住宅融資 Web 申込サービスの窓口

●借入申込み前

住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL 048-615-0420＞におかけください（通話料金がかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日および年末年始を除きます。）。

●借入申込み後

住宅金融支援機構 Web 受付担当

03-5800-8170（通話料金がかかります。）

受付時間：平日 9:00～17:00

4 災害復興住宅融資 Web 申込サービスの利用時間

午前6時から翌日午前2時まで

5 ご利用開始から融資承認までの流れ

凡例



※ユーザーID 作成前に、申込人（連帯債務者を含みます。）全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。

1 申込本人がユーザーID 作成

申込本人



2 ログイン後、個人情報の取扱いに関する同意等を実施

申込本人

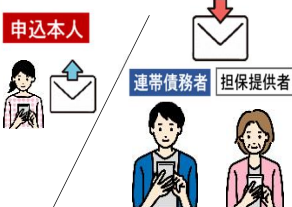


3 申込本人が申込関係者の登録を行い、連帯債務者と担保提供者の ID を発行※1

申込本人



4 申込本人から連帯債務者と担保提供者にパスワード登録・ログイン・個人情報の取扱いに関する同意等を依頼



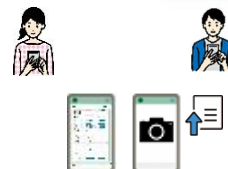
5 本人確認（eKYC）実施※2※3

申込本人 連帯債務者 担保提供者



6 申込内容入力 提出書類アップロード

申込本人 または 連帯債務者



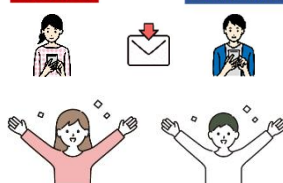
7 申込完了

申込本人 または 連帯債務者



8 審査結果受領・確認

申込本人 または 連帯債務者



- ※1 連帯債務者兼担保提供者は、「連帯債務者のユーザーID」と「担保提供者のユーザーID」の2つのIDを作成していただきます。
また、2つのIDについて、それぞれログインと本人確認（eKYC）を行っていただく必要があります。
- ※2 オンライン上での認証のみで本人確認を完結する仕組みです。
- ※3 スマートフォンまたはカメラ付きタブレットをお持ちでない方は、取扱金融機関窓口において、本人確認を実施しますので、改めてご案内いたします。

6 Web 申込時の提出書類

次の表の書類（各1通）をご提出いただきます。災害復興住宅融資 Web 申込サービスにて、画像ファイル等の電子ファイルをアップロードしてください。

- 審査上、次の表の書類以外（収入、建設費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- 書類の原本は後日、取扱金融機関の窓口にて提示していただき、原本の確認をさせていただきます（原本を提示していただく書類については、取扱金融機関にご来店いただく前に機構から連絡いたします。）。
- 提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和7年の場合は、令和6年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

※ 各書式は、機構ホームページでも入手可能です。

※ 書類名に★が付いている書類は、原本提示が必要です。

書類名	説 明	入手先
災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書		カウンセリング相談時にお渡しします。
本人確認資料	次のアからエまでのいずれかの書類 ア 運転免許証（平成24年4月1日以後に発行された運転経歴証明書を含みます。） イ パスポート（住所の記載がされたもの） ウ マイナンバーカード エ 健康保険証 ※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※ マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された裏面は必要ありません。 ※ 健康保険証は、<u>保険者番号および被保険者等記号・番号・二次元コードが記載された部分を黒く塗りつぶしてください。</u> ※ 「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」もお申込時の本人確認資料とすることができます。	申 込 人
り災証明書★ （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。	市町村等が発行した、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」(*)をご提出ください。 * 親孝行ローンをご利用いただく場合は、被災当時、親等が居住していた住宅の「り災証明書」 ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書に加えて、被災住宅の修理が不能または困難である旨を申し出ていただいた場合に申し込むことができます。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名	市 区 町 村

書類名		説 明	入手先
		の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが確認できる書類（住民票等）をご提出ください。	
住民票		申込本人および連帯債務者の本籍地の記載があるものをご提出ください。	市区町村
通知に関する申出書		※ 通知義務者となる方の自署が必要です。	本 ご 案 内 46 ページ
【申込にならない配偶者等の方がいる場合】 機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書（第 11-1 号書式）		※ 配偶者等とは、配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。 ※ 申込人の配偶者等の方の自署が必要です。 ※ 配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は提出不要です。	機 構 カ ス タ マ ー セ ン タ ー
申込本人の収入および納税に関する証明書★ 申込年の前年分（1月～12月分）	給与収入のみの方 右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの（*2）	ア 次の a または b のいずれかの書類 a 住民税課税証明書または住民税納税通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（*1） b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） （*）収入情報取得サービスについては 29 ページをご参照ください。	市 区 町 村
		イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（*1） ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤 務 先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもの）	勤 務 先
	上記以外の方 右のアまたはイの書類のうちいずれかのもの（*3）	ア 次の a から c までの書類 a 納税証明書（その2・所得金額用） b 納税証明書（その1・納税額用） c 確定申告書	税 務 署 〔 a および b については電子納税証明書の提出も可 〕
		イ 次の a および b の証明書 a 次の (a) または (b) のいずれかの書類 (a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書（所得金額の記載のあるもの）（*4） (b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） （*）収入情報取得サービスについては 29 ページをご参照ください。 b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）（*5） ※ a の証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、または a の証明書の「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが確認できる場合は、b	市 区 町 村

書類名		説 明	入手先
		の証明書の提出は不要です。	
	公的年金収入のある方 (*2)	公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類 (*6) (例示 1) 「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書 (*7) (例示 2) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書 (*7) (*) * 収入情報取得サービスについては 29 ページをご参照ください。 (例示 3) 公的年金等の源泉徴収票 (例示 4) 納税証明書 (所得金額用) 及び確定申告書 (写) ※ 非課税の年金 (遺族年金、障害者年金等) を受給している場合は、(例示 1) の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問合せください。	市区町村等
(*1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*2) 提出できない時期においては、源泉徴収票 (支払給与の総額の記載のあるもので、社印、公印は不要) を提出し、融資の契約時 (土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時) までに、給与収入のみの方はアからウまでの書類のうちいずれかのものを、公的年金収入のある方は公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類をご提出ください。【注】 (*3) 提出できない時期においては、確定申告書を提出し、融資の契約時 (土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時) までにアまたはイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】 (*4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。 (*7) 住民税課税証明書または収入情報取得サービスにより取得した収入証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問合せください。 【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までに提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。			
工事請負契約書 (写)		複数の契約書等に分けて契約する場合は、全ての契約書等をご提出ください。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に、26 ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑥、⑦、⑧または⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。	申 込 本 人
【工事請負契約締結前の場合】		見積書 (写) 等、建設費が確認できるものをご提出ください。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に 26 ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑥、⑦、⑧または⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。	
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)		申込日前 2 か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 登記情報提供サービスにより取得したものでもかまいません。	法 務 局

書類名	説 明	入手先
【連帯債務者の収入を合算する場合】 連帯債務者の収入および納税に関する証明書★	「申込本人の収入および納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村等 勤 務 先 税 務 署
【申込年の前年 1 月以降に転職 や就職をした場合】★ 転就職後の収入を証明する書類	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア 給与証明書（参考書式第 4 の 1 の 1 号） 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ 給与明細書 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。	申 込 本 人 勤務先 〔書式は機構ホームページまたは機構 カスタマーセンタ ーで入手できます〕
【土地を取得する場合】★ 土地売買契約書、賃貸借契約書または地上権設定契約書	土地または借地権の取得価額が確認できるもの ※ 売買契約書等の契約当事者には申込本人が含まれていることが必要です。	申 込 本 人
【土地を購入する場合で 売買契約締結前のとき】	購入価額が記載されている次のいずれかの書類をご提出ください。また、資金交付申請時（技術基準への適合確認時）（土地先行資金を利用される場合は土地先行資金交付時・土地先行資金を利用されず、かつ、中間資金を利用される場合は中間資金交付時）までにご提出ください。 ・募集パンフレット（写） ・重要事項説明書（写） ・販売価額証明書＜参考書式第 19 号＞	売 主 等 〔書式は機構ホームページまたは機構 カスタマーセンタ ーで入手できます〕
【土地を購入しない場合】	次のアまたはイのいずれかの書類で、申込年度と同一年度のものをご提出ください。 ア 土地の固定資産評価証明書 イ 土地の固定資産税の課税明細書	市 区 町 村

書類名		説 明	入手先
【借地に建設する場合】	住宅建築に関する地主の承諾書（高齢者向け返済特例）	申込人以外の者が土地を所有している場合または申込人以外の者と土地を共有する場合、土地所有者が自署したもの ※ 土地の所有者が連帯債務者になる場合は、不要です。	本 ご 案 内 52 ページ
	賃貸借契約書または地上権設定契約書	土地を賃貸貸借契約または地上権設定契約により借りている場合	申 込 本 人
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類		外国人の方は、次のアおよびイの書類 ア 次のaからcまでのいずれかの書類 a 在留カード （出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） b 特別永住者証明書 （日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） c 外国人登録証明書 （旧外国人登録法第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） イ 住民票	申 込 人 申 込 人 申 込 人 市 区 町 村
【次の①から③までのいずれかに該当する場合】 ①申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合 ②申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 ③連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 同性パートナーであることを証する書類★		次のアまたはイのいずれかの書類 ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類 ① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。 ② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないこと。 イ 次の①および②の内容と同趣旨の事項が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本 ① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。	市 区 町 村

7 電子契約について

- 収入印紙の貼付が不要のため、印紙代がかかりません。また、電子契約サービスの利用に係る手数料は無料です。
- オンラインで契約が完了します。

- 契約書類への署名、捺印は必要ありません※¹。
 - 契約手続を行う URL をメールで受け取り、アカウントを発行することで、スマートフォン※²だけで契約を締結できます。
 - 24 時間いつでも※³、どこでも契約手続が可能です。
- ※¹ 抵当権設定登記を行う際は、登記関係書類への署名、捺印は従来どおり必要です。
 ※² パソコン、タブレットでもご利用いただけます。
 ※³ 機構があらかじめお知らせした契約手続可能期間内に完了させる必要があります。

ご利用の流れ



8 技術基準への適合確認

災害復興住宅融資等に関する確認画面の入力方法 (建設)

「災害復興住宅融資等に関する確認画面（技術基準事項の適合確認）」は、本書に従って基準を確認し、適合していることが確認できた場合は、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。

確認項目		基準
1	規格	原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。
【確認書類等】 図面（または現地で、目で見えて確認） 【確認方法】 借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。		
2	併用住宅の床面積	≪併用住宅の場合≫ ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の 1/2 以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注) 住宅部分の床面積が全体の床面積の 1/2 未満であっても、融資を利用できる場合がありますので住宅金融支援機構にお問合せください。 * 併用住宅でない場合は、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。

Ⅰ. 併用住宅であることの確認

【確認書類等】

図面（または現地で、目で見えて確認）

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、Ⅱにより床面積について確認してください。**併用住宅でない場合は、Ⅱの確認は不要です**ので、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。



併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

図 併用住宅の例

II. 住宅部分の床面積の確認（併用住宅の場合のみ）

【確認書類等】

図面（または現地で、目で見て確認）

【確認方法】

次の①および②により確認してください。

- ①住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること。（※）
- ②住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

（※）住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので住宅金融支援機構にお問合せください。

確認項目	基準
3 戸建型式等	《共同建て住宅または重ね建て住宅の場合》 耐火構造の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 * 共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。

I. 戸建型式の確認

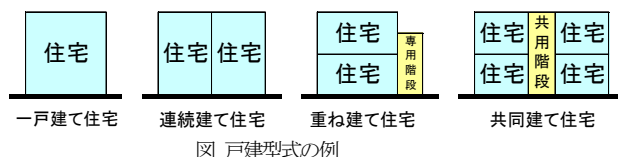
【確認書類等】

現地で、目で見て確認

【確認方法】

下図を参考に、借入申込みを行った住宅の戸建型式を確認してください。

- ・一戸建て住宅または連続建て住宅の場合→IIの確認は不要ですので、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。
- ・共同建て住宅または重ね建て住宅の場合→IIにより住宅の構造を確認してください。



- ・共同建て住宅：2戸以上の住宅が廊下、階段等を共有する建て方の住宅のこと
- ・重ね建て住宅：共同建て住宅以外で2戸以上の住宅を重ねるもの
- ・連続建て住宅：共同建て住宅以外で2戸以上の住宅を連結するもの

II. 耐火構造の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であることの確認

【確認書類等】

工事請負業者に確認

【確認方法】

耐火構造の住宅または準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であることを工事請負業者に確認してください。

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

9 Web 申込みの場合の手続の流れ

■本人確認

原則、申込時まで災害 Web 申込サービスにおいて、オンライン（非対面）で本人確認（eKYC）を行っていただきます。

オンラインでの本人確認（eKYC）ができない場合は、取扱金融機関へ来店し、面前での本人確認を行います（ご

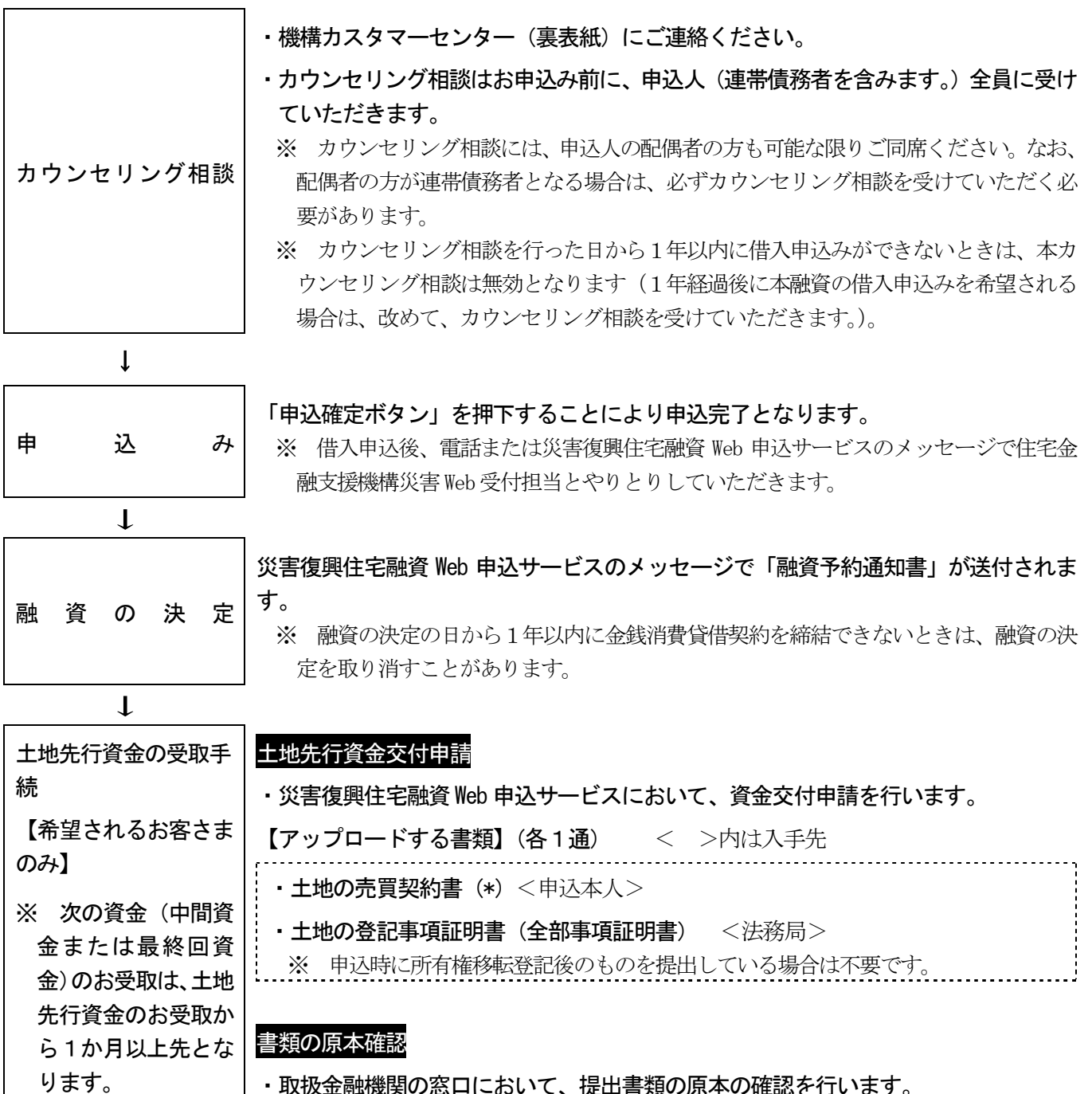
来店時期については、別途ご案内します。)

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として次のいずれかの書類をご持参ください。

- 運転免許証（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付された運転経歴証明書を含む。）
 - マイナンバーカード
 - パスポート（住所の記載があるものに限り。）
 - 在留カード、特別永住者証明書
 - 健康保険証及び住民票※
 - 健康保険証及び印鑑登録証明書※
 - 健康保険証及びキャッシュカード（または預金通帳）
 - 健康保険証及び有効期限内のクレジットカード
 - 健康保険証及び現住所が記載された公共料金領収書・請求書（電気、ガス、水道または一般固定電話に係るものに限り。）※
- ※ 本人確認時点から 6 か月以内に発行されたものに限り。

■手続の流れ

審査上、次に記載している書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。



(*) 契約当事者に申込本人が含まれていることが必要です。



工 事 着 工



中間資金の受取手続

【希望されるお客さまのみ】

※ 最終回資金のお受取は、中間資金のお受取から1か月以上先となります。

(*1) 土地先行資金のお受取時に提出済みである場合は不要です。

(*2) 契約当事者に申込本人が含まれていることが必要です。

- ※ 原本の確認を行う提出書類は、あらかじめ機構よりお知らせします。
- ※ 来店の日程調整のため、取扱金融機関からお客さまにお電話いたします。

融資基本約定の契約

- ・電子契約により、契約を締結します。
 - ※ ご契約前に契約内容の説明動画を視聴し、契約内容をご確認の上、契約手続を行ってください。
 - ※ あらかじめお知らせする手続期間内に契約手続を完了してください。

土地先行資金受取

- ・契約締結から2～3週間程度かかります。

中間資金交付申請

- ・災害復興住宅融資 Web 申込サービスにおいて、資金交付申請を行います。

【アップロードする書類】(各1通) < >内は入手先

- ・棟上げ工事完了届(災害復興住宅融資(建設)) <本ご案内60ページ>
 - ※ 工事請負事業者が記名・押印してください。
- ・工事請負契約書等(*2) <申込本人>
- ・土地の売買契約書(*1)(*2) <申込本人>
 - ※ 借入申込以後に提出済みの場合で、契約内容に変更がないときは再度の提出不要です。
 - ※ 借入希望額が4,500万円以下で、かつ、建設費以下の場合は、提出不要です。
- ・土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(*1) <法務局>
 - ※ 申込時に所有権移転登記後のものを提出している場合は不要です。

書類の原本確認

- ・取扱金融機関の窓口において、提出書類の原本の確認を行います。
 - ※ 原本の確認を行う提出書類は、あらかじめ機構よりお知らせします。
 - ※ 来店の日程調整のため、取扱金融機関からお客さまにお電話いたします。

融資基本約定の契約

- ・電子契約により、契約を締結します。
 - ※ ご契約前に契約内容の説明動画を視聴し、契約内容をご確認の上、契約手続を行ってください。
 - ※ あらかじめお知らせする手続期間内に契約手続を完了してください。
 - ※ 土地先行資金を受取済みの場合は、中間資金の受取にあたり契約手続は不要です。

中間資金受取

- ・契約締結から2～3週間程度かかります。
 - ※ 土地先行資金を受取済みの場合は、中間資金のお受取時に土地先行資金の利息を精算していただきます。



技術基準への
適合確認等

(*1) 土地先行資金または中間資金のお受取時に提出済みである場合は不要です。

(*2) 契約当事者に申込本人が含まれていることが必要です。

技術基準への適合確認

・災害復興住宅融資 Web 申込サービスにおいて、建設した住宅が機構が定める基準に適合していることを確認し、申請します。併せて、工事の完了についてもお申し出いただきます。詳細は、37 ページをご覧ください。

【アップロードする書類】(各 1 通) < >内は入手先

・工事請負契約書等 (*1) (*2) <申込本人>

※ 工事請負契約書では確認できない建設費がある場合は、建設費の確認資料（注文書および注文請書、領収書等の写し）をご提出いただきます。

なお、ご提出いただけない場合は、融資額を減額する場合がありますのでご注意ください。

・土地の売買契約書 (*1) (*2) <申込本人>

※ 借入申込以後に提出済みの場合で、契約内容に変更がないときは再度の提出不要です。

※ 借入希望額が 4,500 万円以下で、かつ、建設費以下の場合は、提出不要です。

・建築基準法に基づく検査済証 <申込本人>

※ 建築確認が必要な場合のみ提出してください。

・工事完了後の写真（全景） <申込本人>

※ 建築確認が不要な場合のみ提出してください。

・施工証明書 <本ご案内 62 ページ>

※ 工事請負事業者が記名・押印してください。

・融資住宅および土地の登記事項証明書 <法務局>

※ 融資住宅の保存登記日以後で、かつ、発行から 2 週間以内のものを提出してください。

この時期に提出できない場合は、後日、ご提出いただきます。

書類の原本確認

・取扱金融機関の窓口において、提出書類の原本の確認を行います。

※ 原本の確認を行う提出書類は、あらかじめ機構よりお知らせします。

※ 来店の日程調整のため、取扱金融機関からお客さまにお電話いたします。



火災保険への加入

建物の引渡しを受けた後、融資の契約までに火災保険に加入してください。



保 存 登 記

新住所での住民登録、印鑑登録および表示・保存登記の手続を行ってください。

※ 旧住所での表示・保存登記を行う場合は、住宅金融支援機構 Web 受付担当にお問合せください。



融資の契約・ 抵当権の設定

融資の契約

- ・電子契約により、融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の締結をします。
 - ※ あらかじめお知らせする手続期間内に契約手続を完了してください。
 - ※ ご契約前に契約内容の説明動画を視聴し、契約内容をご確認の上、契約手続を行ってください。

抵当権設定登記

- ・抵当権の設定登記の手続をします。
 - ※ 抵当権設定登記関係書類への署名・捺印のため、取扱金融機関窓口へご来店いただく必要があります。来店の日程調整のため、取扱金融機関からお客さまにお電話いたします。

【取扱金融機関に提出する書類】（各1通） < >内は入手先

- ・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・融資住宅および土地の登記済証（権利証） <申込本人>
 - ※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士または取扱金融機関に提出してください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください。）。
 - ※ 土地に抵当権を設定しない場合は、土地の登記済証の提出は不要です。
- ・登記原因証明情報 <取扱金融機関>
- ・印鑑証明書（申込本人および担保提供者 各1通） <市区町村>
- ・住民票（融資住宅または土地の所有権をもたない連帯債務者 各1通） <市区町村>



資金（最終回資金） のお受取

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

- ※ 土地先行資金または中間資金を利用された方は、最終回資金のお受取時に土地先行資金または中間資金（利用されたものに限りです。）に対する利息をご精算いただきます。原則、利息等の諸費用を事前に差し引いて、最終回資金を交付します。

<12> お借入後の注意事項

- 1 支払金は、取扱金融機関の口座から、原則として決められた期日に引落としとなります。口座の残高が不足することがないようにお気をつけください。
- 2 機構との契約により次の場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。
 - (1) 6か月以上、毎回の支払金（利息）の返済を怠った場合
 - (2) 無断で融資住宅に住まない場合または他人に賃貸・譲渡した場合
 - (3) 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合
 - (4) 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定する等、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
 - (5) 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行った場合
 - (6) 反社会的勢力であることが判明した場合
 - ※ 上記により一括して繰上返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます（融資住宅及び土地の売却代金等によりご返済いただく場合で債務が残るときは、残った債務についてもお支払いいただきます。）。

3 支払日の変更

お客さまが希望される場合、支払日の変更ができますので、お支払中の取扱金融機関にご相談ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。

4 融資金を繰り上げて返済する場合

お支払中において、お客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等には、お支払の途中で融資金の全部または一部を繰り上げて返済していただけます。

なお、申込人（連帯債務者を含みます。）がご存命中に融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます。

(1) 融資金の全額を繰り上げて返済する場合

繰り上げてお支払される1か月前までに、お支払中の取扱金融機関にお申出ください。

(2) 融資金の一部を繰り上げて返済する場合

繰り上げてお支払される1か月前までに、お支払中の取扱金融機関にお申出ください。

繰り上げて返済できる額は100万円以上です。また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は毎月の返済日です。

※ この手続には、手数料は必要ありません。

5 融資住宅および土地の売却に伴う税金

(1) 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

(2) 融資住宅および土地を売却する場合、売却代金が当該住宅等の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

詳しくは、融資の契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」

(www.jhf.go.jp/hensai/index.html) をご覧ください。



また、ご不明な点は取扱金融機関にお問合せください。

なお、返済の途中で事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関または機構支店等に早めにご相談ください。

<13> 資金の代理受領

原則として、取扱金融機関に申込本人名義の口座を開設していただき、資金はその口座への振込みとします。ただし、取扱金融機関で支障がないと認めた場合に限り、申込本人に代わって代理人（工事請負業者、申込本人の家族等）が資金を受け取ることができます。この場合は、「資金の代理受領に関する委任状」の提出等の手続が必要になりますので、取扱金融機関にご相談ください。代理人が資金を受け取る場合は代理人の領収書（収入印紙が必要な場合があります。）を提出していただきます。

ご 注 意 ！

- 代理人が資金を受け取る場合は、後日トラブルとにならないように自らの意思で確実に手続を行ってください。

<14> プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護および適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく（Web 申込みの場合は、災害復興住宅融資 Web 申込サービスにおいて同意していただく）「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的または取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

3 安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員および職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員および派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員および職員の義務

次の(1)および(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しません。

(1) 機構の役員および職員またはこれらの職にあった者

(2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者または従事していた者

5 委託先の選定および監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置および体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。

また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。

(2) お客さまの同意があるときまたはお客さまに提供するとき。

(3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき。

(5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。

(6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的および方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。

また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構ホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成および公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構ホームページ上および 9 のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正および利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続および開示に係る手数料の額は、機構ホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

(1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）

(2) 機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

空白

通知に関する申出書

年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

住 所
申込本人

氏 名 (自署)
(TEL)

住 所
連帯債務者

氏 名 (自署)
(TEL)

住 所
通知義務者

氏 名 (自署)
(TEL(携帯))
(TEL(自宅))
(申込本人との続柄)

通知義務者の上記以外の連絡先
(上記以外に連絡先がある場合にご記入ください。)

住 所
連絡先名
(TEL)

通知義務者は、申込本人又は連帯債務者が死亡した場合に、速やかに貴機構受託金融機関に対して、その旨を通知することを確約いたします。

また、申込本人及び連帯債務者は、通知義務者が死亡、行方不明等で通知義務を履行することが困難となった場合には、当該通知義務者に代えて、他の通知義務者を選定し、本書式「通知に関する申出書」を改めて差し入れることを併せて確約いたします。

なお、貴機構が申込本人又は連帯債務者の相続による債務の承継人を確定するため、申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載のある住民票が必要であることを認め、貴機構が当該目的に限って利用するために、当該住民票を添付いたします。

(特記事項)

- 原則として、通知義務者は親族（内縁関係の方、婚約関係にある方及び同性パートナーを含みます。）とすること。
- 申込本人、連帯債務者、通知義務者は必ず、本申出書の写しを保管すること。

適用開始日：2024年4月1日

空 白

提出書類送付書

(災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例))

記入日:

年

月

日

- 融資の申込時に送付いただく書類欄にチェックをご記入ください。
必要となる書類の詳細は、「融資のご案内」をご覧ください。
- この提出書類送付書を送付いただく前に、コピーを作成していただき、当該コピーを保管してください。
- ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客さまのご負担にてご送付いただきます。

<申込本人>

氏 名

		書 類 名	
全ての方に ご提出いた だく書類	☐	災害復興住宅融資借入申込書	
	☐	今回の借入申込みに当たっての申出書等	
	☐	個人情報の取扱いに関する同意書	
	☐	災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例) カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書	
	☐	申込本人の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し) ①運転免許証 ②パスポート ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)	
	☐	り災証明書の写し	
	☐	申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
	☐	通知に関する申出書	
	☐	住民票(申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載があるもの)	
	☐	提出書類送付書【この書式です。】	
連帯債務者が いる場合		☐	連帯債務者の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し) ①運転免許証 ②パスポート ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)
		☐	連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)
お申込の種別 に応じて ご提出いた だく書類	建設	☐	住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	工事請負契約書、見積書等工事費を確認できる資料の写し
	購入	☐	【土地を購入する場合】土地の売買契約書の写し
		☐	【土地を購入しない場合】土地の固定資産評価証明書又は土地の固定資産税の課税明細書
	補修	☐	購入予定の住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	購入予定の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)(未竣工の場合は不要)
		☐	売買契約書、募集パンフレット等購入価額を確認できる資料の写し
		☐	住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	建物の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	土地の固定資産評価証明書又は土地の固定資産税の課税明細書
		☐	建物の固定資産評価証明書又は建物の固定資産税の課税明細書(全部改築(建て替え)の場合は不要)
		☐	工事請負契約書、見積書等工事費を確認できる資料の写し(全部改築(建て替え)の場合のみ必要)
該当する場合 のみご提出 いただく書類		☐	【申込本人・連帯債務者以外の担保提供者がいる場合】機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)
		☐	【年金収入がある場合】公的年金の源泉徴収票等、年金の種類及び受給額の内容が確認できる資料
		☐	機構融資(高齢者向け返済特例)に関する確認書【配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は不要】
		☐	(書類名称)
		☐	(書類名称)
		☐	(書類名称)

空白

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

(自署)

(自署)

1. 私（申込本人及び連帯債務者をいいます。）は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）からの借入れに当たり、取得する不動産に関連して、次表の担保提供者（以下「担保提供者」といいます。）から担保提供を受けます。
2. 私は、担保提供者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、提供することについて、本人の同意を得た上で、機構に提供します。
3. 私は、担保提供者が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合（該当する懸念があると機構が判断する場合を含みます。）には、融資の謝絶等が行われることを了承します。

担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -)					
担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -)					
担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -)					
担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -)					

※ この書類は、借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合にご提出ください。

金融機関
使用欄

空白

【ご記入に当たって】 土地所有者(共有者)が2名以上のときは、土地所有者全員の署名(自署)が必要です。

住宅建築に関する地主の承諾書 (高齢者向け返済特例)

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

土地所有者(共有者)

(自署)	氏名
	住所
	電話番号 () - () - ()

土地所有者(共有者)

(自署)	氏名
	住所
	電話番号 () - () - ()

1 私は、次表の土地に借地人(共有者) _____ が

- ☐ 木造
☐ 準耐火構造
☐ 耐火構造
- の住宅を建築することを承諾しております。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル ----- (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)及び(2)の事項を承諾します。

- (1) 1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。
- (2) 借地人が地代を払わなかった等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構に連絡すること。

(注1) 後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物に、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

空白

収入情報取得サービスの利用に関する申出書

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

下記のとおり収入情報取得サービスの利用に関する情報を申し出ます。

申 込 本 人										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

《記入上のご注意》

1. 記入欄が不足する場合は、本書式を複数枚使用してください。
2. 管理番号は、収入情報取得サービスで取得した収入証明書の右上に記載されている 10 桁の管理番号 を記入してください。

【管理番号の記載箇所】

※収入証明書の上部

管理番号	
5ACA7DEF8C	

収入証明書

適用開始日：2022 年 10 月 1 日

空白

(災害第11-2号書式)

記入日 年 月 日

土地先行資金交付申請書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	実印
	住所	
連帯債務者	氏名	実印
	住所	

下記のとおり、災害復興住宅融資の土地先行資金の交付を申請します。
なお、期限までに必要書類を提出できない場合は、予告なく希望する交付日が変更となっても異議ありません。

記

交付希望額	万円（万円未満切捨て） (注)土地先行資金の上限は、土地取得額又は融資予約額の80%のいずれか低い額です。									
交付希望日	年 月 日 ※ 下表の資金交付期間内で、取扱金融機関が定める資金交付日を確認の上、ご記入ください。 <table><tr><td>資金交付期間</td><td>本申請書の提出日</td><td>必要書類の提出期限</td></tr><tr><td>毎月5日～15日の間</td><td>前月の下旬頃</td><td>前月の下旬頃</td></tr><tr><td>毎月20日～末日の間</td><td>前月の下旬頃</td><td>当月の月上旬頃</td></tr></table>	資金交付期間	本申請書の提出日	必要書類の提出期限	毎月5日～15日の間	前月の下旬頃	前月の下旬頃	毎月20日～末日の間	前月の下旬頃	当月の月上旬頃
資金交付期間	本申請書の提出日	必要書類の提出期限								
毎月5日～15日の間	前月の下旬頃	前月の下旬頃								
毎月20日～末日の間	前月の下旬頃	当月の月上旬頃								
電子契約を希望する場合の確認事項	☐ 申込人全員、災害復興住宅融資 Web 申込サービスにおいて本人確認済です。 ※ 確認済みの場合、 ☐ に ☒ を付けてください。									

【金融機関使用欄】

- ① 土地先行資金交付申請書受理日 （ 年 月 日）
② 電子契約の希望の有無 （ ☐有※ ☐無 ）
※ 希望「有」の場合は、本書式の写しを機構へ送付する。機構にて総合オンラインシステムへの登録を実施。

2023 年 10 月

空白

(災害第11号書式)

記入日 年 月 日

中間資金交付申請書（災害復興住宅融資）

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	実印
	住所	
連帯債務者	氏名	実印
	住所	

下記のとおり、災害復興住宅融資の中間資金の交付を申請します。

なお、期限までに「棟上げ工事完了届」等の必要書類を提出できない場合は、予告なく希望する交付日が変更となっても異議ありません。

記

交付希望額	☐	融資予約額の60%の額	万円（万円未満切捨て）
	☐	融資予約額の80%の額	万円（万円未満切捨て）
※ 該当する□に✓を入れてください。			
※土地先行資金を受取り済みの場合は、土地先行資金の金額を除く。			
交付希望日	年 月 日 ※下表の資金交付期間内で、取扱金融機関が定める資金交付日を確認の上、ご記入ください。		
	資金交付期間	本申請書の提出日	必要書類の提出期限
	毎月5日～15日の間	前月の下旬頃	前月の下旬頃
	毎月20日～末日の間	前月の下旬頃	当月の月上旬頃
電子契約を希望する場合の確認事項	☐ 申込者全員、災害復興住宅融資 Web 申込サービスにおいて本人確認済みです。		

【金融機関使用欄】

① 中間資金交付申請書受理日（ 年 月 日）② 土地先行資金交付 ☐ 交付済☐ 未交付 ➡ 電子契約の希望の有無（☐有※ ☐無）

※ 希望「有」の場合は、本書式の写しを機構へ送付する。機構にて総合オンラインシステムへの登録を実施。

2023年10月

空白

令和 年 月 日

棟上げ工事完了届

(災害復興住宅融資（建設）)

(金融機関名)

御中

申込本人（氏名）

連帯債務者（氏名）

私（連帯債務者を含みます。）は、災害復興住宅融資等（建設）の借入申込みを行った住宅について、棟上げ工事が完了したことを届け出ます。

なお、本完了届の記載内容に虚偽があった場合は、融資予約を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
-------	------	--

【工事請負業者記入欄】 添付写真のとおり、棟上げ工事が完了したことを証明します。

工事請負業者の社名

(フリガナ)

(社名)

印

※複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者が記入してください。

○借入申込みを行った住宅について、棟上げ工事完了後の写真を貼り付けてください。

【棟上げ工事完了後の写真（全景）】

災害復興住宅融資 Web 申込サービスを利用している場合は、
写真を貼り付けず、写真は Web 上にアップロードしてください。

※ 工事が実施されていることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますので
ご承知おきください。

2023 年 10 月

空白

【災確第8号書式】
(災害復興住宅融資用)

建設・補修等

令和 年 月 日

施工証明書

(災害復興住宅融資(建設・補修等))

(金融機関名)

御中

【工事請負業者記入欄】

本件の住宅について、工事が完了したことを証明します。

工事請負業者の社名

(社 名)

印

- ※ 複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者（補修等の場合は主要な工事を請け負った業者）が記名・押印してください。
- ※ 工事が完了していること及び住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

2023 年 10 月

＜お問合せ先＞ 住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353 （通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL 048-615-0420＞におかけください（通話料金が
かかります。）。

※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日および年末年始を除き
ます。）。

【機構ホームページアドレス】 www.jhf.go.jp